

米州地域のサービス貿易

その動向と協定交渉

桑 山 幹 夫

はじめに

ラテンアメリカでは近年、地域経済統合の動きが活発で、多数の自由貿易協定やそれに類似する合意が締結されている。それらの協定は関税・非関税障壁の軽減や撤廃という従来の焦点から、投資の相互促進および保護、競争保護等の新しい分野も含む包括的性格を持つようになり、特にサービス貿易に関する交渉の頻発化が目立つ。また、同地域の1980年代以降の経済回復・発展はそれら諸国が採用してきた輸出志向型の開発モデルに帰因し、輸出部門の拡大・多様化が経済成長の原動力であったとされる。しかし、その輸出の重要な一部を構成すると考えられるサービス貿易については分析が少なく、あまり知られていないのが現状である。西暦2000年から開始するミレニアム(千年紀)ラウンドでは、サービス貿易と農業の両部門が最も重要視されると予想され、それらの交渉の準備体制の充実が叫ばれるなか、以下、簡単にラテンアメリカ諸国のサービス貿易の現状を分析するとともに、その交渉の方向を模索したい。

1 サービス貿易にまつわる 定義・概念的な問題

サービス業は幾つかの方法で定義される。まずは実証的 (positive) 観点から、無形で触知できず (intangible), 目に見えない (invisible), 長持ちしない (perishable) 経済活動であり、よって生産者と消費者の間の直接的接触か、あるいは両者間の近隣性を必要とする、という解釈がある^{*1}。さらに機能的 (functional) 視点から、生産者と消費者間であらかじめ合意のもと、人間あるいは財に何らかの変化を生み出す経済活動、と定義される事もある。または、残余的 (residual) にみて、財に属さない全ての生産物、生産プロセスをサービスとする。これらのサービス業の三つの特徴(無形、目に見えない、貯蔵・保管不可能で 生産者と消費者間のダイレクトなコンタクトの必要性)のため、サービス業が従来、非貿易的 (non-tradable) であるとされてきた。しかし、最近の通信技術革新やデータ処理とその保存能力の改善、新しいサービスの出現や既存サービスの品質向上に伴い、生産者と消費者の近隣の必要性が緩和され、よってサービス業の貿易性 (tradability) が急増している、と考えら

れる。

財とサービスの区別は容易ではない。まず、通常、製造業品の付加価値の約7割がデザイン、セールス、広告宣伝といったサービス活動で構成されていると言われる (*The Economist*, 1996, p. 44)。これは同時に、財貿易の多くの部分がサービスによって構成されるが、その貿易額は財勘定のみに計上されるため、サービス勘定が過少評価されていることを意味する^{*2}。よって、中間の生産プロセスのアウトソーシングの度合いが高まるほど、サービスの役割が表面上高くなる。マキラドーラのような海外での下請け業務がどのように統計上処理されるかによって、財とサービスの相対的重要性が変化することになる。

これらの定義上の問題は、サービス業は越境(cross-border)取引を常とする財貿易と異なり、広範囲な経済活動を網羅し、多様な形態で供給されることとも関係する。国際貿易の観点からは、例えば、ウルグアイ・ラウンドの包括的交渉の一部であるサービスの分野で合意されたサービス協定(GATS、後述)は、次の四種の供給形態を挙げる。(1)提供者あるいは消費者の物理的移動を必要としない越境取引(例として、通信サービス)、(2)消費者が提供者が存在する場所まで物理的に移動することを必要とする国外消費(観光、留学)、(3)一時的移動を必要とする自然人の移動(会社員・専門家の海外でのサービス提供)、および(4)外国法人の海外子会社等を介して被投資国の居住者間で行なわれる商業拠点取引(establishment trade)。

サービス貿易の統計の大きな欠陥は、後者(4)に関する取引きは国際収支統計でカバーされていないことである。その他、サービス貿易統計が貿易相手国別に計上されないことが一般的であり、国によっては統計がグロスではなくネットのみで計上されたり(例えは、二国間で締結されている鉄道や

通信部門での求償相殺の制度), 生産要素に対する報酬の過大・過少評価の可能性(例えば、海外直接投資の所得歳入をサービス勘定に含ませる)(OMC, 1996, Vol.II, pp.165-167)がある。また、電子商取引や電子メールを媒介とするサービスも国際統計から漏れる場合が多い。その上、これらの統計は量的変化を考慮しないばかりか、技術革新がもたらすサービス価格の低下といった質的改善も反映しない。サービス貿易の基礎データは国際通貨基金(IMF)の国際収支統計に頼るほかないが、各国がIMFの国際収支手引書第五版に沿って統計を再編成することで、その改善と充実を図る方向にある。なお、WTOの定義では、政府サービスを含まず、交通・運輸、観光・旅行、その他の3サブ・グループに区別されている^{*3}。

サービスが国際貿易全体の重要な部分を占め、さらに財の生産に不可欠な中間財であることから、サービス業の自由化の最終的な影響は、生産関連を通じて生ずる累積的効果によって決まると言える。例えば、Brown et. al. (1996) の指摘によると、ウルグアイ・ラウンドで工業製品の関税の低減による予想される経済的厚生効果は、もしサービス業の障壁が一様に25%軽減した場合、3倍に増加する。具体的にエジプトのケースを分析したHoekman and Djankov (1997) は、サービスの規制(その程度を計量可能にするため、関税の等値に変換したもの)の開放・閉鎖度によって、それらのサービスを中間財として使用する産業の実質保護率が変化する、という結果を示している。特にサービス業がインフラ的要素を持つときは経済全般のシステム的な競争力に影響を与えるので、その自由化の内容、速度、そして順序が重要視されなければならない。

*1 しかし、これらの見解に相反する凡例は多い。定義上の問題については、より詳しいUNCTAD

and World Bank (1994, Chapter I), Kuwayama (1997) を参照せよ。

*2 その他の定義上の問題は、財とサービスが一つのパッケージとして提供される場合（例として、海外旅行者の記念品（財）の購入は現在、サービスの旅行業の項目に計上される）、区別が生産・販売過程の組織の違いによる場合（例えば、一定の海外の顧客にコンピューターの特別なソフトを輸出販売する際はサービスとみなされるが、一般大衆向けのコンピューターソフトは、その知的所有権の要素が高いゆえ、サービスの範疇に入るべきだが、財貿易とみなされる）など、さまざまである。同様に、あるサービスが特殊化された企業（会計、法律事務所）により提供されるとサービスと計上されるが、同サービスが企業内（in-house）で行なわれた場合は、その製造業者の活動の一部にすぎない。

*3 IMFの国際収支手引書第五版によると、後者グループは次の分野を含む。(1)ミニケーション・サービス（通信、郵便、配達）、(2)建築業、(3)保険業（貨物保険、その他の保険、代理店の手数料）、(4)金融サービス、(5)インフォルマチクス・情報サービス（通信社のサービスを含む）、(6)特許権使用料・ライセンス料；その他の企業に提供されたサービス（機械等の賃貸料、法律、会計、マーケット調査、世論調査、R&D、建築・設計、農林、鉱山関係、エンジニアリング等の専門的、技術的なサービス、および(8)個人、文化や娯楽。

2 サービス貿易の現状

1. 地域的構成

上記の統計上の問題を踏まえて、サービス貿易の動向を世界レベルと米州地域でみてみよう。WTOの推計によると、1997年で全世界財輸出の5.5兆ドルに対して、サービス輸出は1.3兆ドルに達し、サービスが約2割を占めている。先進国、発展途上国を問わず、経済構造がサービス化を進めるとともに、多国籍企業の相互乗り入れ投資が増えるにつれて、

世界貿易に占めるサービス貿易が増大し、その比重も近年高まっていると考えられる。ちなみに、60%以上の世界レベルの海外直接投資がサービス部門に向けられている。しかし、予想に反して、その重要度が長年頭著に伸びていないのが興味深い（第1表）。この現象は恐らく前述の統計上の問題と関係し、WTO推計値が商業拠点の販売業務を含まず、越境取引と国外消費の従来のサービス貿易統計のみを示し、そのため総額がかなり過少評価されていることに起因する。なお、WTOの推計によると（OMC, 1999），98年は、世界経済の停滞と、特にアジア経済危機の影響で、財とサービス両部門で世界輸出総額が83年以来初めてマイナス成長を示した。

輸出構成を地域別にみると（第2表），欧州、特にEU15カ国の比重が高く、世界輸出全体の41%を占める。それに次ぐアジア諸国（日本を含む）は3000億ドルで23%前後、北米は20%弱であり、ラテンアメリカ・カリブ諸国は、輸出総額500億ドルの4%弱で、相対的に僅少である。同様に、サービス輸入では、EU15カ国の比重が40%，アジア28%，北米14%，ラテンアメリカ・カリブ諸国の5%の順になっている。よって、同地域はサービスでは、貿易赤字を計上している。なお、1997年の統計によると、ラテンアメリカ諸国で世界サービス貿易輸出国上位25カ国ランキングに入る国はなく、輸入でブラジルが18位につけるにとどまっている。

2. サービス貿易の構造的変化

1990年代の大きな特徴として、(1)交通・運輸、(2)観光・旅行、(3)その他、の三大部門で構成されるサービス貿易で、前者二部門が相対的に後退するなか、金融サービス、建設、コンピューターおよび情報処理を含む第三部門の比重が高くなっていることがあげられる。例えば、Naciones

第1表 世界財・サービス貿易の重要性の比較 (1987~97年)

(単位:兆ドル)

	1987	1990	1993	1995	1997	1998
財	(a)	2.512	3.438	3.742	5.071	5.464
サービス	(b)	0.533	0.789	0.945	1.191	1.312
(b)/(a)+(b)	(%)	17.5	18.6	20.2	19.0	19.4

(出所) 1987~97年値は、WTO, *Annual Report 1998: International Trade Statistics*, 1998, Geneva から。1998年の数値は、WTO, *Press Release/128*, April 16, Geneva, の推計。

第2表 地域別サービス貿易の成長 (1990~97年)

(単位:10億ドル)

地 域	輸 出			輸 入		
	額 1997	比率 (%)	年間成長率 1990~97(%)	額 1997	比率 (%)	年間成長率 1990~97(%)
世界全域	1,312	100.0	8	1,295	100.0	7
北米	259	19.7	8	186	14.4	6
ラテンアメリカ ・カリブ	51	3.9	8	66	5.1	10
欧州	598	45.6	5	557	43.0	5
EU	531	40.5	5	516	39.8	6
アフリカ	28	2.1	6	39	3.0	5
アジア	298	22.7	12	356	27.5	10
日本	68	5.2	7	122	9.4	5

(出所) WTO, *Annual Report 1998*, Vol.1, Table II.6, p.16.

Unidas (1996) によると、「企業サービス」と呼ばれるカテゴリーがすでに94年で、サービス貿易全体の42%を占め、その内訳は、先進国が3620億ドルで、発展途上国は480億ドルであった。しかし、途上国でも「企業サービス」が全体の33%を構成し、その重要度は確実に伸びている(70年では20%)。途上国では、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイがこの部門の顕著な貿易国だが、ブラジル、メキシコ、チリといったラテンアメリカ諸国も同部門で貢献し、地域全体で80億ドルの輸出を計上した。サービス貿易統計の改善は、この第三部門の重要性をさらに伸ばすことになるだろう。

3. 米州 (Western Hemisphere) 諸国

米州自由貿易圏(FTAA)構想に加盟する米州34カ国に関する限り、財貿易の成長がサービスのそれを大きく上回っている。1986~95年の10年間、

財貿易は2.5倍に成長したが、サービスはわずかの伸びしか示していない。この現象は80年代からの貿易自由化が財部門を中心に展開されたこと、上記されたような貿易統計の不完全性で、幾つかのサービスが登録漏れしているか、または統計上財として計上されている可能性に起因すると考えられる。

ラテンアメリカ・カリブ全域に限った場合も、サービス貿易の財・サービス貿易合計額に占める割合は、1985年の14.1%から90年の16.7%，94年の17.1%まで順調に伸びたが、97年には15.5%に微減している。輸入においても当地域での相対的比重は、17.5%となっている。これらの数値は世界全般の20%台に比較すると低い。これは大半のラテンアメリカ諸国では、サービス貿易の比重が高くなっている反面、ベネズエラ(6.1%)、メキシコ(9.2%)、アルゼンチン(10.8%)、ブラジル(12.9%)と言った経済大国の低値に強く影響されている

ためである。対照的に、特に観光業に支えられているカリブ諸国はサービス貿易の依存度が高い。よって、財・サービス両者を含めた貿易額全体に占める割合は国によってかなりのばらつきがある(CEPAL, 1996)。

FTAA 加盟34カ国は1997年で世界サービス輸出全体の約25%，輸入の約20%に相当する。しかし、FTAA 地域内では、もちろん、米国が輸出・輸入両部門で他国を超越するが、注目すべきは、同国がサービス貿易において世界レベルで大きな貿易黒字国であり、対ラテンアメリカでも黒字を計上していることである。逆にカナダは赤字国であり、サービス貿易の依存度も低いと言える。

3 米州でのサービス貿易の自由化の動き

1. GATS (General Agreement on Trade in Services)

サービス貿易の自由化努力の発端はウルグアイ・ラウンドであり、従来のモノの貿易の自由化に加えて、金融、情報、通信などサービス貿易もその対象として扱われるようになった。バハマを除いた33カ国がWTO/GATS の加盟国であり、米州地域国の大半はWTO 加盟とともにGATS に協定第16条「市場アクセス」^{*4}、第17条「内国民待遇」^{*5}の義務を負う分野、およびそれらの分野で義務を留保する措置を記載した譲許・約束表(スケジュール・オファー)を提出した。後に基本電気通信(basic telecommunications) (1997年2月)と金融サービス(同年12月)の部門別交渉を通じてそれらの当初の譲許を改善するに至った。したがって、米州諸国にとってGATS はサービス規制の「最小公約数」と言える。

GATS が及ぼす効果はもちろん、WTO 加盟国各自の譲許・約束表と第2条の免除に関する附属

書の規定に基づき各国が最恵国待遇義務に合致しない自国の措置を掲げた表の内容で決まる。幾つかの分析は(Hoekman, 1995b, 1996; ITC, 1996a; CEPAL, 1996)大半の加盟国がごく一部のセクターで譲許・約束をしているだけで、「市場アクセス」と「内国民待遇」の原則に違反する多数の規制を維持している、と示唆する。よって、GATS はその譲許オファーの数とその内容の深さの観点からは、現状維持であり、現行の規制・制限を単に「強固」(consolidate) するに至ったにすぎず、サービス貿易の自由化へ向けての大きな前進とはなっていない^{*6}。

ラテンアメリカ・カリブ諸国のサービス自由化に対する真剣度はGATS の自由化措置の内容の限りでは、東南アジア発展途上国とのそれときほどの格差はない。アフリカや南アジア諸国のは超越するものの、「市場アクセス」と「内国民待遇」の両項目でいかなる制限も課さないのは全体の6.8%にすぎない。CEPAL (1996) によると、ブラジル、メキシコとベネズエラの大国は規制撤廃の譲許約束をより多くのサブ・セクターで行なったが、経済の規模とは関係なく、ドミニカ共和国、ニカラグアと言った小国も類似かそれを超える譲許・約束を提供している。

発展途上国全般では次の分野で相対的に多くの譲許・約束をおこなった^{*7}。ホテル・レストラン業(68.3%)、コンピューター・データ処理関係(21.4%)、金融サービス(19.5%)、および、高付加価値電気通信(16.5%) (Hoekman, 1995b)。ラテンアメリカ諸国の場合、観光・旅行関係、専門家・サービス、情報処理などの企業向けサービス、金融といった部門でより頻繁に譲許・約束があった。カリブ諸国は、金融、観光・旅行関係、娯楽・レクリエーション、文化、スポーツおよび運輸で多くの譲許・約束がでた。

第3表 FTA諸国におけるサービス貿易の重要度 (1997年)

(単位:10億ドル, %)

	サービス輸出額 (a)	財輸出額 (b)	サービスの輸出全体に占める比率 (a)/(a)+(b)	サービス輸入額 (c)	財輸入額 (d)	サービスの輸入全体に占める比率 (c)/(c)+(d)
米国	229.9	688.7	25.0	150.1	899.0	14.3
カナダ	29.3	214.4	12.0	35.9	200.9	15.2
北米	259.2	903.1	22.3	186.0	1,101.0	14.5
メキシコ	11.2	110.4	9.2	11.5	113.3	9.2
ブラジル	7.9	53.0	12.9	19.0	65.0	22.6
コロンビア	4.0	11.5	25.0	4.3	15.4	21.8
チリ	3.6	16.9	27.8	3.9	19.9	16.4
アルゼンチン	3.1	25.5	10.8	6.0	30.3	16.5
ドミニカ共和国 ¹⁾	2.1	0.8	71.7	1.0	3.7	20.6
バハマ	1.6	0.7	65.2	0.9	1.0	47.4
ベネズエラ	1.5	23.1	6.1	5.1	11.5	30.7
コスタリカ ²⁾	1.3	2.8	30.1	0.9	3.3	22.3
ウルグアイ	1.5	2.7	35.7	0.9	3.7	19.6
ペルー	1.4	6.8	17.1	2.2	10.3	17.6
パラグアイ	1.4	1.2	53.8	1.2	3.2	27.3
ジャマイカ	1.4	1.4	50.0	1.1	3.0	26.8
パナマ	1.4	0.7	66.7	1.2	3.0	28.6
ラテンアメリカ 全域	51.3	278.8	15.5	65.7	319.0	17.1

(出所) 1) 1996年値。2) 1995年値。

(出所) WTO, *Annual Report 1998: International Trade Statistics*, 1998, Geneva から作成。

以上のように、GATSで締結された譲許の上限は、現存の規制よりも内容が乏しく、各国の国内法で設定された規制にも必ずしも相応するものではない。例えば、アメリカ合衆国ITCの調査は、GATSの視点からは高付加価値通信はメキシコで最も制限されている分野であるが、より開放的な規制を課す北米自由貿易協定(NAFTA)のため、米国企業には必ずしも悪影響を及ぼすものではない、と判断している。また、GATSの基準では、カナダとメキシコは観光、旅行部門で多くの規制が存在するが、より自由なNAFTAのため、心配ないとしている。メキシコはGATSで法的サービス部門で譲歩を一つも行なわなかったが、米国企業はNAFTAの枠内でメキシコと幾つかの州が調印した相互協定によって、同部門への参入は困難

ではないとしている(ITE, 1996b)。類似のケースで、カナダはGATSでは広告サービスで一つも譲許・約束をださなかったが、NAFTAがより柔軟なアクセスを保証している。

留意すべきは、GATS第5条(財貿易の場合のGATT第24条に匹敵する)は地域内の自由化特恵は主要な分野を網羅する(substantial sectoral coverage)こと、また、締結国間のほとんど全ての差別措置の不在かその排除を義務づけることによって地域外諸国に対して閉鎖的なものとならないよう規定する。一方、GATS第4条は発展途上国のサービス貿易の参加を促進する目的で、(1)技術アクセスを市場原理に基づいた形で提供、(2)分配・販売網と情報へのアクセスの改善、(3)発展途上国のサービス輸出促進のため、市場アクセスとその提

供形態の自由化、等々を目指すといった優遇措置を認めている。

2. 準地域レベルのサービス協定

現在、正式の規律と義務の条項を含む包括的なサービス貿易に関する準地域 (Sub-regional) 協定は8件で⁸、さらに、幾つかが現在交渉中である。これら協定は、内容によって大きく二つのグループに分けられる。ひとつは1994年の1月からカナダ、メキシコ、アメリカが採用した禁止リスト (negative-list) の記載方法である。この方法では、自由化の規律は、加盟国が特別に除外したセクターまたはサブ・セクターを除く全ての分野 (universe) に適用され、現行の違反規律を事前に記入する事を義務化 (“list or lose” ベース) し、分野範囲 (sectoral coverage) の例外は該当の付属書に記入されているものに限る、としている。NAFTA 締結から、メキシコが類似のサービス条項を含む協定を他のラテンアメリカ諸国に拡張する大きな役割を果たしてきているが、これらは当方式に基づく。同国とコロンビアとベネズエラ三国間のG 3 (Grupo de los Tres) (95年1月) の協定、メキシコがボリビアとコスタリカ (同年1月)、ニカラグア (97年12月)、チリ (98年4月) と結んだ数々の二国間貿易協定がある。その他、サービス貿易条項を含むチリとカナダ間の自由貿易協定(97年7月) があげられる。また、ドミニカ共和国と中米諸国との協定が99年の1月に発効した。アンデス共同体加盟国は同地域内でサービス貿易の完全な自由化を2000年から5年の期間で達成することに98年の6月に合意している⁹。なお、中米共同市場 (CACM)、カリブ共同体(CARICOM)といった他の米州諸国グループでも各自の準地域協定の枠組み内でサービス貿易自由化のテーマを検討中と伝えられる。

一方、南米南部共同市場 (メルコスール) が1997年12月に調印した枠組み (フレームワーク) 協定は WTO の GATS 路線に近い許可リスト (positive-list) の記載方法を採用し、分野別(sector-specific) の交渉に基づく漸進的な自由化を試みる。当方式では自由化の規律は締約国が「内国民待遇」と「市場アクセス」の譲許表に特記したセクターおよびサブ・セクターに限られて適用される。よって、自由化は締約国が自国の約束表に新しい分野を追加するか、現存の規制を撤廃することで進展する。98年7月には、自然人の物理的移動、金融サービス、陸上・河川運輸、航空の4部門の付属書と国別の約束表に合意した。しかし、GATS と異なり、同協定は完全な自由化を10年の期間で執行することを規定している。また、サービス貿易自由化の基本原則として重要な「市場アクセス」と「内国民待遇」の定義は一般的な義務であり、GATS の場合のようにスペシフィックな拘束・義務ではない。なお、両形式間の相違は、全てのサービス・セクターに関して完全自由化のための期間を特定に設けない場合、より有意義であり、その実質的な違いは例外リストの長さによって決まつてくる。

この他、米州内ではサービス業に関する数多くの分野別の合意が存在し、その内容は正式な条約形式を採るものから分野別の協力体制の整備・強化といった、より略式的なものまでさまざまである。アンデス共同体加盟国間や中米諸国間で締結される航空・陸上輸送の協定、また、メルコスールとボリビア、チリ、ペルー間での陸上輸送の条約、メルコスールとボリビア、チリで結ばれている航空条約がその範疇に入る。準地域レベルでは最低、41の分野別の協定が調印されているとされ、また二国間では、民間航空業を除いても50にのぼるサービス業に関する協定が確認されている¹⁰。

*4 財貿易の場合は「市場アクセス」の制限の大半

は関税・非関税障壁であるが、サービス貿易のその概念は複雑である。GATSは「市場アクセス」を総称的に定義する代わりに、そのアクセスを制限する6種類の措置を禁じている（第16条、2項）。それらは、(1)サービス提供者の数の制限、(2)サービス取引総額又は取引資産の制限、(3)サービスの事業の総数または指定された数量単位によって表示されたサービス総産量の制限、(4)サービス提供に必要であり、かつサービス提供に直接関係する自然人の総数の制限、(5)サービスを提供する事業体の形態の制限、および(6)外国資本の参加の制限。よって、サービス貿易の自由化と海外投資のそれとの相関性が強いのが分かる。

一方、サービス「市場アクセス」を制限する手段は次の6形態に分類されよう（Hoekman, 1994, Hoekman and Primo Braga, 1997）。それらは、(1)量的制限（例えば、あるサービスの輸出量・額を特定期間制限、ラジオ・テレビの周波数の規制、特定の金融市場で営業できる外資系銀行数の規定や、特定地域で営業可能な携帯電話会社など許可提供者数を規制する）、(2)価格に基づく規制（ビザ申請の支払い、入国・出国税、港湾設備・飛行場使用税、最低価格、一律価格の設定）、(3)店舗、営業所、現地法人の創業を通じて市場プレゼンスを持つ義務、(4)特定産業の標準・規範、特殊規制および学位・資格の強要（専門家の国籍や永住権、運輸部門での安全基準、文化・環境保全の規制、外国観光業者の不動産の使用条件も含む）、(5)公共部門の購入と補助金、および(6)販売網における差別的待遇（外国航空会社がコンピュータ化された予約システムにアクセスする際の不可能性、輸入国内で一手販売網やフランチャイズの設立に伴う困難性）である。

*5 この原則は締約国のサービス提供者が全てそれぞれの国内の提供者と同様な取り扱いを受けることを定める。サービス貿易での同原則違反は、国籍または居住権義務、財政面での規制、現地の金融市場へのアクセス、為替規制、サービス業種の制限といった多種にわたる。

*6 WTO/GATSによって定義された11のサービス分野のサブ・セクターの数は155にのぼるが、これを四つのサービス提供形態で乗ずると、可能な

譲許オファーの数は620になる。さらに、これらを「市場アクセス」と「内国民待遇」の両項目でみると各国1240の可能性があることがわかる。Hoekman (1996) の分析によれば、高所得国（18カ国）は可能全体の47.3%の譲許・約束しているだけで、発展途上国（78カ国）はわずかの16.2%に終わっている。実際は、4分の1にあたる発展途上国（22カ国）が微々たる3%を譲許・約束したにすぎない。もう一つの指標として「市場アクセス」と「内国民待遇」の両項目でいかなる制限も適用しないという場合を考えられるが、これらの数値も低く、高所得国は24.8%，その他諸国は6.9%になっている。これらの譲許・約束表の内容の深さを調査するために、Hoekman (1995) は三つの異なった比重をかけている（なんらの制限を存在しない(1), 制限はあるが強固（consolidate）されている(0.5), および、強固されていない(not consolidated), (0)）。比重をかけた場合でも、それらの数値には大きな変化はない。

*7 高所得国は彼らが比較優位を持つと思われるホテル・レストラン業（81.9%）、コンピューター、データ処理関係（78.1%）、高付加価値通信（75.4%）、卸業（61.8%）小売り業（61.8%）、といった分野でより多くの譲許・約束を提示している。反面、これら諸国が比較的に少数のオファーを出したのは、河川輸送（12.7%）、基本電気通信（7.8%）、福祉と社会サービス（22.3%）、航空業（22.4%）、娯楽・レクリエーション・文化（31.1%）、教育（31.1%）、郵便サービス（35.4%）、R&Dサービス（37.0%）であった（Hoekman, 1995）。OECD諸国の譲許・約束は、一般に発展途上国が比較優位を有すると考えられる労働集約的な活動（高度の能力や資格の有無にかかわりなく）分野で制限されている（Hoekman and Primo Braga, 1997）。よって、専門知識をもつ独立専門家が、商業拠点（コマーシャル・プレゼンス）を必要とせず雇用機会を得られるべきだとする発展途上国の主張は、一部受け入れられたにすぎない（Centro de Comercio Internacional (UNCTAD/OMC) y la Secretaría de la Commonwealth, 1996）。

*8 これらのサービス貿易に関する地域協定の概要

は米州機構(OAS)の報告書, *Provisions on Trade and Integration Agreements of the Western Hemisphere*, May, 1997, で参照できる。

*9 その主要目的として、共同体内での規制の排除、「アンデス共同サービス市場」の促進、サービス供給の強化と多様化ならびに加盟国間での分野別政策の調和化を挙げている。

*10 サービスの分野別の条約・合意（民間航空業をも含む）の概要については、米州機構(OAS) *Sectoral Agreements on Services in the Western Hemisphere*, Washington, D. C., April 1998, を参照せよ。それらの条約の分析は Prieto and Stephenson (1998) が詳しい。

4 米州地域での交渉アプローチの収斂化・離散化

以下、米州地域内で平行して行なわれるサービス交渉の結果が最終的に収斂か離散するかを条約間の類似と相違を自由化基本原則(principles), 規制条件と規則(provisions and disciplines), 例外措置(exceptions) の3観点から検討したい。

1. 自由化の基本原則 (principles)

上記の禁止リスト形式の地域統合協定でサービス自由化を支配する原則は、無条件「最恵国待遇」*¹¹, 「内国民待遇」, 「商業拠点設置義務の不必要性」*¹²である。第4表は、それらの原則の有無を協定別に整理したものである。もちろん、連邦、地方政府レベルで適用される例外は保留される。反面、許可リスト形式の協定では、「最恵国待遇」は枠内で例外措置を容認する一般義務で、限られた分野での一時的な例外措置を最初から否定しない*¹³。よって、「最恵国待遇」は開放的か閉鎖的かという市場の状態を必ずしも示唆するものではなく、ただ「最恵国待遇」が全ての海外サービス提供者に、全てのサービス分野で、全ての供給形態

第4表 米州地域のサービス貿易協定の原則

	最恵国待遇*	内国民待遇	商業拠点設置義務の有無
GATS	○	○	○
メルコスール	○	○	○
NAFTA	○	○	×
G 3	○	○	×
メキシコ・ボリビア	○	○	×
メキシコ・コスタリカ	○	○	×
チリ・カナダ	○	○	×
メキシコ・チリ	○	○	×
ドミニカ共和国・中米	○	○	×
アンデス共同体	○	○	○

(注) * GATS の付属書に明記される最恵国待遇の例外措置を除く。他の協定の場合も多数の同原則に違反する措置を含む。

(出所) Prieto and Stephenson(1998)をもとに作成。

にて与えられることを意味する。メルコスールの枠組み協定では、前記のように、全てのサービス分野で、完全な自由化（「市場アクセス」と「内国民待遇」の観点から、全ての規制・制限を排除）を10年内に確立することを義務づけているのが特徴である。その他のサービス貿易自由化にまつわる重要な原則は「非差別的量的制限」がある。

2. 規律と規定 (provisions and disciplines)

両アプローチはサービスの定義、国内規律、規制制度の相互認知（当確国において修得された資格、基準の認証書等）、一般的義務の例外・免除に関する規定（しかし、GATS は二重課税の撤廃についての条項を含むが、地域協定はそれには言及していない）、利益の拒否権（denial of benefits）、紛争解決、と言った面では類似性がある。しかし、第5表が提示するように、多くの面で異なる。最も重要な相違はサービスと投資の相関関係においてみられ、禁止リスト形式は「投資に関する規約」と直接投資を介して商業拠点を設置する「establishment の権利」の有無に関する章を含むが、許可リスト形式

第5表 米州地域のサービス貿易協定の規約と規制

	商業拠点設置 義務の有無	包括的な投資 に関する規約	規制の相互 認知の規約	量的規制
GATS	有	無	有	スケジュールされた限定分野での現状維持
メルコスール	有	有	有	同上
NAFTA	無	有	有	全ての分野での現状維持。将来の交渉を明記
G 3	無	有	有	同上
メキシコ・ボリビア	無	有	有	同上
メキシコ・コスタリカ	無	有	有	同上
チリ・カナダ	無	有	有	同上
メキシコ・チリ	無	有	有	同上
ドミニカ共和国・中米	無	有	有	同上
アンデス共同体	無	有	有	同上
	独占に関する規約*	補助金に に関する規約	セーフガードに に関する規約	譲許・約束表の変更
GATS	有	将来	可能性有	可能性有
メルコスール	無	有	有	可能性有
NAFTA	有	無	無	無
Group of 3	有	無	無	無
メキシコ・ボリビア	有	無	有	無
メキシコ・コスタリカ	有	無	有	無
チリ・カナダ	有	無	無	無
メキシコ・チリ	有	無	無	無
ドミニカ共和国・中米	無	無	有	無
アンデス共同体	分離した決定事項	無	有	無

(注) * メキシコ・ボリビア、メキシコ・チリおよびチリ・カナダの協定は通信分野においての独占規律を設けている。
 (出所) Prieto and Stephenson (1998)をもとに作成。

では投資はサービス供給の4形態の一つとして一体化されているにすぎない。GATSも投資保証についての総括的規制は設けていない。メルコスールではその枠組み協定が調印される以前に、「メルコスールの投資の相互促進と保護に関する議定書」が1994年に作成された。

特化されたサービスの提供者(専門家)に享受される資格および認証書の相互認知は全ての協定で奨励されてはいるが、禁止リスト、許可リスト形式にかかわらず、取り扱われていない。ただ、禁止リストのタイプでは、専門家の免状の認知とライセンス譲渡に関して、国籍条項や恒久住民権条

項の撤廃を、協定が有効になってから2年以内に実行するよう義務づけている。

量的規制に関しては、許可リスト形式は現存の規制に新しい非差別的措置・制限の導入を禁じている(GATS第16条)が、分野別の交渉となる。禁止リストでは現存の連邦、州政府レベルの量的規制を付属書に記載することで「透明度」の改善を図るのが普通である。

補助金においては、GATSの第15条は、補助が創出するであろう不正効果を排除するため、多国間規制を検討するよう将来交渉を行なうよう明記するが、対サービスの補助金の適用についての規

定は、現在設けていない。メルコスールの枠組み協定は、一般の補助金規約がサービスにも適用されるとしている。米州地域の禁止リスト形式の協定は補助金に関する条項は含まないのが一般的である。

緊急輸入制限（セーフガード）に関する条項は、GATSは第10条と12条で規定しているが、禁止リスト形式ではメキシコのボリビアおよびコスタリカとの二カ国間協定に限られる。独占行為(monopoly practice)は、GATSは第8条でとりあげ、禁止リストのアプローチでは、NAFTA、G 3、メキシコ・ボリビア、メキシコ・チリ、チリ・カナダの協定で規定されている。また、約束表の内容変更はメルコスール、GATSでは可能であるが、準地域協定では許されていない。

政府調達はGATS第13条で言及されてはいるが、WTO加盟国が同分野で将来交渉を開始するとの合意にとどまっており、GATSの規律の範囲から外れているのが現状である。同分野で注目されるのは、NAFTAは公共部門調達の開放化の目的で、全ての連邦政府機関と幾つかの国有企業に北アメリカの基準の入札を義務づけている。G 3とメキシコ・ボリビア間、メキシコ・コスタリカ二カ国間協定にも類似の公共部門調達の規定が設けられている。メルコスール協定は同部門には触れていない。

3. 例外処置

当初から幾つかのサービス分野が除外されており、GATSおよび準地域協定では、例えば民間航空業、カナダ・チリ協定からは金融サービスの国境越えの貿易、NAFTAからは、基本電気通信、航空業と公共社会サービスが除外されている。一般に、GATSの例外措置分野は地域協定のそれらと共に通すところが多い。最も頻繁に除外リスト

に現われる分野は、実業家の一時入国、専門家・サービス、基本電気通信と金融服务である。

*11 この原則は締約国的一方が第三国の国民に、現に与えている一定の利益、または、将来与えねばならない一定の利益を、他方の締約国の国民にも均てんされるべきことを約束する。したがって、この条款が一般に行なわれば差別待遇は消滅する。最惠国条款には、即時かつ無条件に他方の締約国へその一定の利益を認与する無条件条款と、第三国がなしたのと同一または均等の反対給付を条件として、他方の締約国へその一定の利益を許与する条件付条款がある。一般に、締約国が運輸・交通、通信、専門家の資格、免状などの分野で特定の貿易相手国に特恵待遇を許与する。最恵国待遇条款の例外は協定の規制に取り込まれることがあるが、同原則の執行は国際貿易での差別的待遇を低減するほか、透明度を高める。

*12 店舗、営業所、現地法人の創業を通じて市場プレゼンスを持つ義務を指す。特定のサービスの提供者になりたいと希望する外国人もしくは外国法人に対して商業拠点設置を義務づけるのは、消費者権利の保護のためか、事業内容について緊密な監督を必要とする場合に頻繁である。この義務は、他の提供形態で市場介入が許されない外国サービス供給者に貿易障害となりやすい。

*13 GATSの場合、その条項IIの付属書でそのような例外措置を探るための手続きとその許可期間が明記されている。

おわりに

結論として、バハマを除くFTAA加盟国の全てがWTOメンバー国であることから、これら諸国はGATSの多国的規則と規制に拘束されるであろう。そのうえ、GATS第5条は、これら規律が地域統合協定と矛盾せず、共存出来るものである必要性を明記している。同様に、各国がGATSの中で特記される例外セクターが準地域協定の例外セクターと一致することが多い。よって、これらの

多数のサービス協定が、その目的と内容で収斂する可能性が高いと思われる。

しかし、FTAA 加盟34カ国は、経済規模、発展段階、サービス分野の重要性、貿易自由化段階の相違、民営化の促進度、国内規制の充実度が異なり、また、消費者保護、市場安定性、文化および環境保全等に関する国内規制の充実性に大きな開きがあるため、相互間で有効な規制枠組みを作り上げるのは容易でない。さらに、特にサービス業では急進な民営化が行なわれているが、独占・寡占的性格を持つものが多い。しかし、米州地域内諸国の大半は競争政策が未整備であり、自由化の利益（サービスの価格、質、アクセス面等）が十分に享受されていないのが現状である。また、電子商取引のような技術革新に伴い、サービス貿易の性格とその将来性が大きく変わりつつある。これらの新しいサービス提供形態が国内産業一般、雇用、国際収支、政府財政、消費者保護の面等で及ぼす影響（特に、この新技术に限られたアクセスしか持たない国々において）を考慮すべきである。最後に、サービス貿易の依存度が高い中小国で、自由化が及ぼす経済・社会的な影響を低減し、その貿易の多角化を図る努力が必要である。なお、冒頭で指摘したように、現在のサービス貿易統計が不完全で、当部門の自由化のインパクトを質・量的に評価する事が不可能な状況にあるため、政府間の交渉がより複雑なものとなっている。世界レベルでの統計の拡充とラテンアメリカの民営化・自由化的分野別のアセスメントが急務である。

（参考文献）

Broadman, Harry, H.(1994), "GATS: The Uruguay Round Accord on International Trade and Investment in Services," *The World Economy*, Vol. 17, No. 3, May, pp.281-291.

Brown, Druscilla, Alan Deardorff, Alan Fox and Robert Stern (1996), "Computational Analysis of Goods and Services Liberalization in the Uruguay Round," presented to the conference, "The Uruguay Round and the Developing Economies," World Bank, January 26-27, Washington, D. C.

Centro de Comercio Internacional (UNCTAD y OMC) y la Secretaría de la Commonwealth (1996), *Guía de la Ronda Uruguay para la comunidad empresarial* (ITC/226/1/96 - III, EIDD/E/GATT/5, Ginebra).

CEPAL (1996), *El Acuerdo General sobre el Comercio de Servicios: retos y oportunidades para América Latina y el Caribe* (LC/R. 1588/Rev.1), Santiago de Chile, diciembre.

The Economist (1996), "The World Economy," September 28.

Hoekman, Bernard (1995a), "Trade Laws and Institutions: Good Practices and the World Trade Organization," Supplementary Paper, presented to a conference, "The Uruguay Round and the Developing Economies," World Bank, January 26-27, Washington, D. C.

Hoekman, Bernard (1995b), *Tentative First Steps: An Assessment of the Uruguay Round Agreement on Services*, Policy Research Working Paper No. 1455, Washington, D. C., World Bank, May.

Hoekman, Bernard and Carlos A. Primo Braga (1997), *Protection and Trade in Services: A Survey*, Policy Research Paper, No. 1747, Washington, D. C., World Bank, April.

Hoekman, Bernard and Simeon Djankov (1997), "Towards a Free Trade Agreement with the European Union: Issues and Policy Options for Egypt," in Ahmed Galal and Bernard Hoekman eds., *Regional Partners in Global Markets: Limits and Possibilities of the Euro-Med Agreements*, London.

ITC (International Trade Commission), the United States of America (1996a), *General*

Agreement on Trade in Services (GATS): Examination of South American Trading Partners Schedules of Commitments (Pub. No. 3007), Washington, D. C., December.

ITC (International Trade Commission)(1996b), *General Agreement on Trade in Services: Examination of Major Trading Partners Schedules of Commitment* (Pub. No. 2940), Washington, D. C., January.

Kuwayama, Mikio (1997), *El acceso a los mercados de servicios: desafíos y oportunidades para América Latina y el Caribe*, CEPAL (LC/R. 1762), noviembre.

Naciones Unidas (1996), *Estudio Económico y Social 1996* (publicación de las Naciones Unidas, Nm. de venta, E/1996/60; ST/ESA/247), New York.

OMC (Organización Mundial de Comercio)(1999), Press Release/128, April 16, Ginebra.

OMC (1996), *Informe Anual 1996*, Vol.I y II, Ginebra.

Prieto, Francisco Javier and Sherry M. Stephenson (1998), "Regional Liberalization of Trade in Services by Countries of the Western Hemisphere," paper presented to the Seminar Multilateral and Regional Trade Issues sponsored by Georgetown University and the Organization of American States (OAS), May 26-27.

UNCTAD and World Bank (1994), *Liberalizing International Transactions in Services: Handbook* (UN sales number, E94. IIA. 11), Geneva.

(くわやま・みきお／国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会 国際貿易課)